

# 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター 指定管理者申請要項

## 1 指定管理者の指名について

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターは、地域で生活する精神障害者が憩いの場として利用する中で、日常生活の支援・日常的な相談への対応・地域交流活動・生産活動・レクリエーションを通して、生活リズムを整え、自立と社会参加の促進を図ることを目的として運営してきました。

現在の指定管理期間が令和2年度末で終了することから、引き続き、市民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的に令和3年度から令和7年度までの5年間を指定管理期間として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例（平成20年津市条例第84号）及び焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例施行規則（平成20年津市規則第47号。以下「規則」という。）の規定により、施設の管理・運営を行う指定管理者を候補者として「特定非営利活動法人 精神保健福祉 焼津心愛会」を単独指名します。

## 2 対象施設の概要

施設の名称	焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター（以下「活動支援センター」という。）
供用開始日	平成15年4月1日
所在地	焼津市宗高950番地の1
施設の構造	1 構造 鉄骨造 平屋建 2 (1) 敷地面積 1334.13 m <sup>2</sup> (2) 建築延面積 396.90 m <sup>2</sup> (3) 専有面積 168.075 m <sup>2</sup> 3 竣工年 平成15年 4 施設内容 作業室、休憩室、事務室、トイレ 更衣室、和室

## 3 指定管理者が行う業務内容及び基準

次に掲げる条例等に定めるもののほか、業務内容と基準等の詳細については、管理運用仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとします。

- (1) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）及びその関係法令
- (2) 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例（平成20年焼津市条例

第 84 号。)

- (3) 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例施行規則（平成 20 年焼津市規則第 47 号。)

#### 4 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

#### 5 市が支払う指定管理料

##### (1) 指定管理料の上限額

指定期間に支払う指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は、以下に示す金額を上限としますので、当該上限額以下で事業計画書を策定し、提出してください。なお、事業計画書（様式第 2 号）の指定管理料欄には指定管理期間の総額及び各年度の内訳を記載してください。なお、当該上限額は消費税を 10% として算出しているため、消費税率等の税制の変更があった場合は、指定管理料を変更します。

指定管理料は、各年度（4 月から翌年 3 月）の額を協定書に定め、年度ごとに支払います。各年度の具体的な支払時期は、協議の上決定します。

各年度の指定管理料の上限額	12,777,000 円
---------------	--------------

##### (2) 指定管理料の変更

協定書で決定した指定管理料は、過不足を生じても特段の事情がない限り変更しないものとします。

ただし、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震等）その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により経費に増減があった場合には、市と指定管理者との協議により指定管理料を変更する場合があります。

##### (3) 口座管理・区分経理について

活動支援センターの指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理と、その他の法人等業務に係る経理は区分して整理してください。

#### 6 申請資格等

##### (1) 申請資格

地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通

所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、指定期間中、安全円滑に施設を管理運営し、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人とします。

なお、次のいずれかに該当する法人等は、申請者となることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者
- オ 金融機関の取引停止処分がなされている者
- カ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- キ 次に掲げる法人等
  - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）及びそれらの利益となる活動を行う者
  - (イ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
  - (ウ) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む者

## 7 指定管理者の申請及び選定等スケジュール

	内 容	日 程 等
1	申請の通知、ホームページ掲載	8月3日（月）
2	質問書受付	8月3日（月）～8月11日（火）
3	質問書回答期限	8月13日（木）
4	申請書類受付期間	8月14日（金）～9月14日（月）
5	申請書類確認	9月15日（火）～9月16日（水）
6	焼津市指定管理者選定委員会による選考	10月12日（月）
7	候補者の決定、通知、選定結果の公表	10月中旬（予定）
8	仮協定の締結	10月下旬（予定）
9	議会における議決	12月上旬（予定）

10	指定管理者の指定	12月中旬（予定）
11	協定の締結	3月下旬（予定）
12	指定の告示	3月下旬（予定）
13	指定管理者による管理の開始	令和3年4月1日

## 8 申請の手続

### (1) 申請書類

申請時には、次の書類を提出してください。なお、申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。

申請書類等は、焼津市のホームページに掲載するので、申請される法人等においてダウンロードをお願いします。ホームページアドレス <https://www.city.yaizu.lg.jp/g04-002/ooigawasinaisiteikannri.html>

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 申請する法人等に関する書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(イ) 法人の登記事項証明書

(ロ) 印鑑登録証明書

(ハ) 組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類

(ニ) 事業計画書、収支予算書（直近1事業年度分）

(ホ) 貸借対照表、損益計算書その他決算諸表等（直近2事業年度分）

(ヘ) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近2事業年度分）

(ト) 役員名簿及び履歴書

(チ) 施設管理に関する業務実績を記載した書類

(リ) 諸規程類（就業規則、給与規程、決裁規程、会計規程等）

(ル) 指定申請に係る誓約書（様式第3号）

エ その他市長が必要と認める書類

### (2) 提出部数

正本1部及び副本18部（副本は複写可）

### (3) 申請書類の受付

ア 受付期間 令和2年8月14日（金）～令和2年9月14日（月）

イ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

ウ 提出場所 焼津市健康福祉部地域福祉課（焼津市役所アトレ庁舎1階）

エ 提出方法 持参にて提出してください。郵送による提出は認めません。

- オ 提出期限 令和2年9月14日(月)午後5時15分
- (4) 申請要項及び仕様書等に関する質問の受付及び回答
- ア 受付期間 令和2年8月3日(月)～令和2年8月11日(火)
- イ 提出方法 指定管理者申請に関する質問書(様式第4号)に質問事項を記載し、ファックス又は電子メールで提出してください。宛先は17 問い合わせ先を参照してください。
- ウ 回答方法 回答期日までに、ホームページ上で回答します。  
<https://www.city.yaizu.lg.jp/g04-002/ooigawasinaisiteikannri.html>
- エ 回答期日 令和2年8月13日(木)
- (5) 申請書類の取扱い
- ア 著作権  
申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表その他市が必要と認める場合、申請者の申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。
- イ 特許権等  
申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、申請者が負うものとします。
- ウ 情報公開  
提出された書類は、情報公開の請求によって開示することがあります。
- エ 返却  
提出された書類は、返却しません。
- オ 追加資料の提出  
市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 申請の留意事項
- ア 複数提案の禁止  
申請1団体につき、事業計画書等の提出は1組とします。複数の提案はできません。
- イ 提案内容の変更禁止  
提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- ウ 費用負担  
申請に必要な費用は、申請団体の負担とします。
- エ 使用言語及び通貨単位  
申請書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- オ 申請の辞退  
申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を速やかに

提出してください。

## 9 指定管理者の候補者の選定等

指定管理者の候補者は、選定の基準に基づき、焼津市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で審査のうえ選定します。なお、指定管理者の指定は、市議会の議決を経た後に市が行います。

### (1) 選定の基準

選定基準、審査項目及び配点は、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター指定管理者の候補者選定審査項目及び配点(別記1)のとおりです。

なお、審査の結果、配点合計の6割に達しない場合は、指定管理者の候補者に選定されません。

### (2) 選定の手続等

#### ア 申請書類確認

応募資格について健康福祉部地域福祉課で確認します。

#### イ 選定委員会

選定委員会で審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。

申請者には選定委員会において、提出した事業計画書の内容等についてヒアリングを受けていただきます。ヒアリングは、提出した事業計画書等の内容を申請者から選定委員会委員に説明していただいた後に、選定委員会委員の質問に回答していただく方法で実施します。

開催時期は令和2年10月12日(月)を予定しておりますが、場所、時間及び実施方法等の詳細は、申請者に別途通知します。

#### ウ 選定結果の通知・公表

指定管理者の候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者へ通知します。また、焼津市のホームページで公表します。

### (3) 仮協定の締結

選定後、候補者は市と仮協定を締結していただきます。

### (4) 選定審査対象からの除外

以下に該当する申請者は選定審査対象から除外します。

ア 選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合

イ 選定委員会委員及び関係者に個別で接触した場合

ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合

エ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

オ 応募書類の提出期限を超過してから応募書類が提出された場合

カ 応募書類の提出期限後に事業計画の内容を変更した場合

キ その他不正な行為があった場合

## 10 指定管理者の指定及び協定に関する事項

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、市議会での議決を経た後、指定管理者として指定し、その旨を告示します。

### (2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた法人等は、市と焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターの管理に関する事項等を定めた協定を締結します。協定の主な内容は次のとおりです。

ア 指定期間に関する事項

イ 業務の範囲及び内容に関する事項

ウ 使用の許可等に関する事項

エ 指定管理料及び利用料金に関する事項

オ 事業計画に関する事項

カ 事業報告及び業務報告に関する事項

キ モニタリング等の実施に関する事項

ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

ケ 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項等

### (3) 指定に係る留意事項

ア 指定管理者の候補者となっている法人等が、協定の締結に応じない場合又は指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定しない場合があります。

イ 協定の締結前であっても、指定管理者の指定を受けた法人等が地方自治法第244条の2第11項の規定に該当することとなった場合は、指定を取り消すことがあります。

ウ 指定管理者の指定について、市議会の議決が得られなかった場合若しくは否決された場合又は指定が受けられなかった場合若しくは指定を取り消された場合においても、指定管理者の候補者となっている法人等が指定管理者に係る業務の準備等のために支出した費用等については、当該法人等の負担とします。

## 11 履行責任等に関する事項

### (1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

(2) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者は、その損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が市の責めに帰すべき場合又は市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

12 災害時における市及び地域との協力

指定管理者は、常時から災害に対応できる体制を整備し、災害時及び防災訓練時において、市及び地域との協力を行っていただきます。

13 業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、市は指定管理者の指定の取消しを行うことができます。その場合において、指定管理者に損害が生じて、市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、以下のとおりです。

ア 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合

イ 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合

ウ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合

エ 指定管理者の経営状況の悪化等により、事業の履行が困難であると認められる場合

オ 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者の信用失墜行為が認められる場合

カ その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の解除の申し出があった場合

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が生じた場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、市と協議することができるものとします。その協議の結果、事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができます。

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

市は定期的に実地調査等を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがありま



す。

(4) 指定の取り消し等に係る氏および利用者への損害賠償

指定管理者が(1)又は(3)の事由によって指定の取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を受けた場合、これにより市及び施設の利用者に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

14 業務の引受け、引継ぎについて

(1) 業務の引受け等

指定管理者は、指定管理の開始までの間、指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引受け、研修等を行うものとします。

(2) 業務の引継ぎ

指定の終了に際しては、市の承諾を得た場合を除き、施設を原状に回復して、市に施設、備品及び必要な書類、データ等（自主事業に関する書類、データ等を含む。）を引き渡すとともに、市又は次期指定管理者と十分に業務引継ぎを行うものとします。

15 その他、管理運営に当たっての留意事項

(1) 個人情報の取扱い

指定管理者は、焼津市個人情報保護条例を遵守し、個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講じなければなりません。

(2) その他業務の実施条件等

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、指定管理料及び利用料金、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めるものとします。

16 添付資料

(1) 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年焼津市条例第 18 号）

(2) 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 16 年焼津市規則第 17 号）

(3) 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例（平成 20 年焼津市条例第 84 号）

(4) 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例施行規則（平成 20 年焼津市規則第 47 号）

## 17 問い合わせ先

(1) 所在地

〒425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号

(2) 担当部署

焼津市役所健康福祉部地域福祉課障害支援担当（アトレ庁舎1階）

(3) 電話番号

054-626-1127（直通）

(4) ファックス番号

054-626-2189

(5) e - m a i l

fukushi@city.yaizu.lg.jp

(6) ホームページ

<http://www.city.yaizu.lg.jp>